



保護者の皆様へ — 臨時休業（休校）だより6 —

いよいよ新年度 ～ 学校再開における方針と対策について ～

いよいよ来週から学校再開となりました。子どもさんにとってもご家族の皆様にとっても長い休業となりましたが、ご協力くださり、誠にありがとうございます。

学校再開にあたっては、「公立同様通常の学校再開でよいのではないか」「感染の拡大が収まっていないのでまだ再開しないほうがよいのではないか」といった考えやご意見があります。そのいずれの考え方も一理あるとともに、いずれにも大きな負の面があると考えます。それは、感染の可能性の大きさであったり、学習をはじめとした教育活動の著しい遅れであったり、子どもさん本人にかかるストレスやご家族の負担といったものです。

本校としましては、「教育活動への影響を最小限度に留めながら、子どもやその家族、教職員の健康・安全を守るために、感染者を出さないことと感染を拡大させない」という前提のもとに、方針と対策を考えました。

この方針と対策は、完全なものではないと考えていますが、上記の負の面を極力少なくするために策定したものです。また、文部科学省から出されている通知やガイドラインに則り、本校の実情を考慮しています。

新年度の動きや留意点などをお知らせいたします。まだまだご負担をおかけすることと存じますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

資料

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」より

学校では、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策が不可欠です。このため、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」（別添1）を作成しましたので、各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行っていただくようお願いします。

なお、上述した専門家会議の状況分析・提言においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しく願いいたします。

今後、学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、当該学校の臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、検討いただくこととなります。臨時休業を行う際の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（別添2）を作成しましたので、御活用ください。

令和2年度 教育活動再開における方針と対策 - 新型コロナウイルス感染予防のために -

佐賀大学教育学部附属小学校

基本的な考え方

方針と対策の策定にあたっては、次のことを原則としています。

- ◎ 文部科学省からの通知、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づいた対策を取る。
- いつ、どこで、どのように感染するか分からないということを前提に、一人一人が感染予防の手だてを確実にとるとともに、自らが、症状なくして感染している可能性があるということも自覚し、感染を拡大させない手だてを確実にとる。(行動を自粛することも含む)
- 一人一人が感染を予防する手だてをとることができるように、環境(時間的・空間的環境、人的環境、物品等)の整備を進めるとともに、情報提供や啓発を進める。
- 「密集しない」「密接しない」「密閉しない」という原則に基づいた対策をとる。
- 発熱など、少しでも感染の疑いがある場合には、自宅待機や医療機関の受診等の対策をとる。
- 適宜、学校医等に対策の是非や具体的方法について相談し、助言をいただく。
- 学部や附属学校園及び公立学校との情報交換を密にしながら、対策の決定や修正をする。
- 大学や地方自治体の衛生主管部局からの指示がある場合は、その指示を最優先とする。

学校における当面の動きと予防対策など

新年度の始業について … 4月6日 始業式 4月8日 入学式

当初予定の日に始業し、年度当初の行事も行います。



- 始業時刻を遅らせます。… **9時25分**
 - ※ 公共交通機関の混雑時を避けて通学できるようにするために、始業時刻を遅らせます。
 - ※ 期間は、当面**5月1日まで**を目途とします。状況の変化により変更もあります。

4月6日(月) 登校 7:30 始業 9:25 下校完了 12:00
4月7日(火) 1~5年生は12:00下校。6年生は14:30頃です。

- 通学方法は次のとおりです。
 - ※ 保護者の方の負担と登校時の混雑を考慮し、公共交通機関の利用を可とします。そのための始業時刻の変更です。
 - ※ 通学時間は、7時30分~9時20分とし、登校の時間帯に幅を持たせます。
 - ※ バスの運行や保護者のご都合を考慮し、上記の時間帯での車での送迎も可とします。またこの期間に限り、お迎えに来てくださって結構です。
 - ※ 送迎の際は、休業中の学年登校時と同様の経路を通ることとします。別添の経路図をご参照ください。
 - ※ 登下校中は、全員マスクを着用させてください。マスクを着けて家を出ます。

日常の学校生活

始業時刻の変更に伴い、以下の対応をとります。

- 児童の登下校時間帯は、級外担当者や非常勤教諭、管理職が、児童や送迎車の誘導にあたり、安全を確保します。担任は、随時登校した児童の健康状態を把握します。
- 削減した授業時間分の学習内容については、夏季休業等を利用して補充する予定です。

学校生活を送るにあたっては以下のことに留意します。

- 児童・保護者・教職員は、**毎朝と就寝前に検温し、37.5度以上の熱や咳がある場合は、4日間は自宅療養とします。また症状が続く場合は、医療機関を受診してください。**

お願い

毎日、朝と就寝前に検温し、保健室から発行する「健康チェック表」にご記入ください。
食後や入浴後には体温が上がるので、就寝前の検温をお願いします。また、「健康チェック表」は、毎朝学校に持たせてください。
なお、用心のため、検温は本日から始めてください。

- 学校で体調が悪くなった場合は、保護者にご連絡して下校させます。
- 学校においては、流水と石鹸による手洗いとうがいを励行し、手指を消毒する。
 - ※ 登校・出勤後、屋外から屋内へ戻った場合は手洗いとうがいをします。
 - ※ 各教室に、アルコール消毒液を置く。ただし、手洗いを優先させます。

- **校内ではマスクを着用します。**

お願い

マスク不足に対応するために、手作りマスクのご準備をお願いします。

- 窓を開放し、対面するような学習や活動を行う場合は、互いの距離など形態に配慮します。
- 音楽科の授業では、飛沫が飛ぶことをできるだけ抑えるように、マスクを着用し、授業内容を工夫します。
- **帰宅後も手洗いとうがいの徹底をお願いします。**

主な行事の実施方法について

各行事は、「密集しない」「密接しない」「密閉しない」「時間を短縮」「規模を縮小」を原則として、時期や方法を工夫して計画し実施します。現在決定していることは、次のとおりです。

- **赴任式・始業式** … 短時間で実施します。
 - ※ できるだけ児童の間隔をあけて行います。
 - ※ 全員マスク着用とし、体育館では窓を開放します。
- **入学式** … 卒業式と同様に、規模縮小と時間短縮（20～30分）で行います。
 - ※ 受付場所や新入生及び保護者の動きを変更し、密集や密接を避けます。
 - ※ 来賓の出席なし。在校生は授業を行い、児童代表のみが参加します。

- 学年・学級育友会 … 4月15日
 - ※ 学級育友会は、通常通り実施します。
 - ※ 交通安全教室は中止し、児童は下校します。

- 授業参観、育友会総会 … 4月24日
 - ※ 授業参観は、中止します。
 - ※ 6年生のみ、学年育友会を行う予定です。
 - ※ 育友会総会は、常任委員会の決定によります。

- 育友会歓送迎会 … 中止が決定しています。
- 1年生歓迎イベント … 5月1日
 - ※ 方法を工夫して実施する。感染拡大の状況を見て判断します。

ご確認ください

発熱などの感冒症状が出た場合、感染が確認された場合の対応

1 児童について

- 発熱や咳などの症状がある場合は、4日間は自宅療養期間として、「出席停止」とします。また、症状によっては医療機関を受診してください。
 - ※ 翌日熱が下がっても、発症時を含めて4日間は自宅療養をし、様子を見ます。
 - ※ 家族に発熱や咳などの症状がある場合も、4日間は自宅で様子を見ます。
- 感染が判明した場合は、治癒するまで「出席停止」とします。
- 家族等が感染し、濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は、自宅で経過観察をする。その間は「出席停止」として扱います。

お願い

子どもさん本人やご家族の方が感染された場合は、必ず早急に学校にお知らせください。

- ※ 個人情報やプライバシーを守ります。

ご家庭では、次のことにご協力をお願いします。

- 欠席している児童に対する憶測や中傷の厳禁。
- 毎朝と就寝前の検温と、普段より注意を払った健康状態の把握。
- 生活リズムの調整。(早寝・早起き・朝ごはん、早めの休養)
- 不要不急の外出の自粛。
- 社会教育や社会体育での練習場所や練習方法の変更や工夫。
- 登校時の安全への配慮。

県内で新たな感染者が確認されました。現在、感染経路などを調査されているとのこと。状況によっては、学校再開そのものを変更することがあります。ご承知おきください。

本校の児童及びその家族、また教職員及びその家族の感染が確認された場合は、大学や自治体の衛生
主管部局と協議のうえ、速やかに、学級・学年閉鎖、または臨時休業の措置をとります。

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の
判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明

<児童生徒等>

- ・ 当該児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・ 他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条
に基づく出席停止

<学校>

設置者は、

- ・ 当該感染者の症状の有無
 - ・ 学校内における活動の態様
 - ・ 接触者の多寡
 - ・ 地域における感染拡大の状況
 - ・ 感染経路の明否
- 等

総合的に考慮し、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の
出席停止のみ (学校保健安全法第 19 条)

学校の全部又は一部の
臨時休業を実施(学校保健安全法第 20 条)

※今後、どこかの地域でオーバーシュート（爆発的の患者急増）が生じた場合には、3月19日の「新型コロナウイルス感染症
対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）で示された見解に基づき対応することとなります。